

はしがき

本書は、昭和50年の夏から秋にかけて共著者が名古屋で行なった、破産事件、および私的整理と呼ばれる裁判外での倒産処理についての、実態調査の結果をまとめたものである。

企業倒産は、経営者・従業員はいうに及ばず、取引先・融資先にも連鎖的に大きな被害をもたらすものであり、そうした事故を未然に防ぎ、またその危険な前兆を察知して、被害回避のための適切な対策を立てるという予防的な側面がそこでは極めて重要である。しかしながら倒産による被害・社会的混乱も、不幸にも起きてしまった倒産の、その後の処理が不適切のために拡大するという面も否定できない。倒産前後の強引な商品回収、倒産を食いものにする整理屋の関与などによって、企業の再建が絶望的になったり、力の弱い債権者が泣き寝入りさせられたりするといった事態は、しばしば我々の見聞するところである。もちろんこうした倒産後の混乱に対して、法も手を挙いでいるわけではない。相手方の意思に反した自力執行の一般的な禁止は、法のもっとも基本的な原理となっているし、個々的にも、たとえば、破産手続上の宣告前の保全処分・否認権の行使など、勝手な資産処分を抑制し、債権者間の平等な弁済を担保するためのさまざまな法的手当が用意されている。

しかしながら、これらの法制度も、さまざまな制約条件から、必ずしもその理念どおりには機能していないというのが現状である。むしろ、仮差押・破産の申立などが、その理念とは逆に、一部の債権者によって、その要求をゴリ押しするための手段として使われたり、あるいは法人格が、第二会社の設立などの形で財産隠匿のために使われるといった、法がその理念に反して悪用される場合も現実には少なくない。こうした現状に対して、どこまで法の理念を貫けるか考えてみようというのが本研究を始めた動機である。もっとも我々とて、法の作用に対して、そう楽観的な見通しをもっているわけではない。誰しも企業倒産という非常時に直面した場合、

何はともあれ自己の債権の保全を考え、ふりかかる火の粉を払いのけようとするであろうし、そのさい法的・非法的手段を含めて多少強引に立ち回ることがあっても、それは企業人としてはむしろやむを得ないことと思われるからである。またとくに大きな倒産になればなる程、そもそも法が関与する以前に、企業の解体・吸収、主要な債権の保全、下請・従業員の救済など実質的な倒産処理の大枠が、取引銀行・大口債権者・関係省庁等の協議によって定められることも少なくない。このように倒産の問題は、法的な問題である以上に、すぐれて社会=経済的な問題であり、経済合理性と、またその社会的影響の大きさからして政治的な合理性とが、その倒産処理のあり方に決定的な意味をもってくるのである。ただ逆説的に言えば、こうした経済合理性が強く貫徹し、法の理念と正面からぶつかるような領域においてこそ、法制度の作用の真の限界が見極められるともいえるのであり、我々が倒産処理という、あえてドロドロとした、裸のエゴがぶつかり合うような領域を調査対象に選んだのも、こうした限界状況の中で法の作用を確かめていこうという実践的・理論的な関心をもったからに他ならない。

本書のもとになった調査は、大きく分けて2つの部分から成り立っている。ひとつは、破産事件の記録分析である。データは、名古屋地方裁判所の、昭和47年から49年までの3年間に既済となった全配当終結事件(96件)である。これらの記録はいずれも相当の分量のものであり、昭和50年の7、8月に、これらをゼミの学生と我々とが手分けして読み、そこから必要な情報を抜き出し、所定の記録用紙に転記するという作業を行なった。もうひとつは、私的整理事件の分析である。これは、「興信特報」をもとに、過去1年ぐらいのうちに倒産した名古屋市内の企業を拾い出し、その記事に出てる「主な債権者」2、3社に、学生2人のチームがインタビューをして、倒産に至った事情、倒産前後の状況、倒産後の処理などを聞き出したものである。この調査が行なわれたのは、10月から12月にかけてであるが、この間、調査を担当した学生は、週2回の定期的なゼミおよび検討会の他に、それぞれ平均して十数社の企業に面接に行き、さらにそれを報告書の形でまとめなければならず、相当きつかったことと思う。それ

でもほとんど誰も脱落せずに最後まで頑張ってくれたことが、この調査を成功させたもっとも大きな力となっている。

調査の企画・実施は、共著者が終始完全に協力して行なったが、一応のデータ分析が終わった段階で、執筆の便宜から、私的整理の部分を伊藤が、破産事件の部分を棚瀬が分担執筆することにした。章別でいえば第2章から第5章までを棚瀬が、第6章から第9章までを伊藤が執筆し、さらに第1章の序論を伊藤が、第10章の結論の部分を棚瀬が分担した。こうした調査につきもののことであるが、いざ執筆という段になって、あの点を調べればよかったです、この資料を揃えておけばよかったですと悔やむこともしばしばであったが、とにかく与えられたデータの範囲内で、最大限、意味のある結論をひき出そうと努力したつもりである。とくに、本書を、単なる実態報告に終わらせず、一方では、裁判制度の機能の仕方について、かりに理論とまでいかなくても、ひとつのまとまったパースペクティブを打ち出し、また他方では、倒産処理制度の運用について、多少なりとも有意義な実践的提案を試みようという気持ちでデータ解釈にあたってきた。しかし正直いって、こうした広いインプリケーションをもった結論を、一つ一つデータによる厳密な検証を行ないながら引き出していくということは、容易なことではない。省みて、イマジネーションの不足から、単に“事実をして語らしめた”ところも、また逆に、自己の打ち出したパースペクティブ・実践的主張の一貫性を保つために、やや強引なデータ“解釈”を行なったところも少なくない。これらは、読者諸兄の御叱正を得ながら、今後の研究の積み重ねによって補っていきたい。

本書のような、大がかりな調査研究は、実に多くの人々の好意に支えられている。本調査の遂行を財政面で支えてくれたのは、日本証券奨学財団の助成金であり、当時まだ駆出しの研究者であった我々の調査企画をとりあげ、援助を惜しまれなかった財団の方々、および鈴木竹雄、北沢正啓両先生に御礼を申し述べたい。また破産事件記録の閲覧にあたっては、最高裁民事局、名古屋地裁の方々に便宜を図っていただいた。とくに8月の暑いさかりに、倉庫から関係資料を我々のために捜して下さり、また事件記録を読み進むうちに出でてきた疑問点について親切に教えていただいた民事

第2部の書記官の方々には大変お世話になった。またこの調査の企画段階で、青山善充教授、丸山武夫判事、浜田道代助教授から、種々有益な示唆、援助をいただいた。

私的整理事件の調査は10月から実施したが、実はその半年ほど前から、金融機関、商社、興信所、県警、国税庁、裁判所、弁護士、会計士、労働組合、経営学者等、直接・間接に倒産現象に関わってこられたさまざまなお方から、こうした問題の全貌をつかむためのお話を、ゼミに来ていただいたり、我々が事務所に訪ねていったりしてうかがった。調査そのものの遂行がゼミに参加した学生によって行なわれたことは前に記したとおりである。調査の依頼に対してむしろ我々の当初の予想に反して、多くの債権者が心よく応じてくれたことも、この調査の遂行に大きな支えとなった。こうした調査前の事情聴取、あるいは調査担当学生との定期的な検討会を通じて、当時、我々のもとには、倒産前後の状況、法と経済とのからみ合いについての生き生きとした情報がいっぱい集まってきており、調査というのものもつ醍醐味を十分に味わったものである。ただ本書を書き終えた今、そうした“現実の豊かさ”を本書の中で十分に捕捉しえなかつたとの悔いが、かすかな痛みとして残っている。所詮、我々の力量不足なのか、あるいは学問的な一般化を目指すかぎり不可避のことなのか、おそらく実態分析と理論との双方をにらみながら学問を続けていく者にとって、これは永遠の努力目標なのかも知れない。

最後に、図表が多く編集しにくい本書を、読みやすい形にまとめて下さった有斐閣編集部の堀田一弥氏に感謝の意を表したい。

昭和54年5月

棚瀬孝雄
伊藤 真